

# 史跡松本城の桜の管理に関する提言書



令和7年4月28日  
松本市議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	調査研究の方法及び経過	2
	(1) 調査研究の方法	
	(2) 調査研究の経過	
3	調査内容	3
	(1) 史跡松本城の桜の状況	
	(2) 他市の事例研究	
	(3) 史跡松本城と桜の位置付け	
4	現状と課題	10
	(1) 桜の補植、植樹の可能性	
	(2) 桜の管理方法	
	(3) 都市公園・地域資源としての桜の位置付け	
5	提言	12
	(1) 桜の管理方針の明確化	
	(2) 史跡弘前城跡の管理手法に学ぶ	
	(3) 管理するための人材・財源の確保	
	(4) 桜の保全への市民理解	
	(5) 桜回廊の構築	
6	むすびに	14

別紙 史跡松本城と他史跡等との比較

## 1 はじめに

毎年、春になると「松本城の桜の開花」が市民の関心事となります。松本市のシンボルでもある国宝松本城天守周辺は、国の史跡<sup>1</sup>であると共に、市民が憩い交流する都市公園「松本城公園」<sup>2</sup>として整備されています。この一帯に植えられたソメイヨシノの多くは、昭和30年代に植栽されたもの<sup>3</sup>で、「城と桜」が一体となった景観を提供し、今では市民や来訪者にとって当たり前の存在となっています。市民や来訪者の憩いの場・賑わいの場として考える上でも、松本城の桜はなくなるなど考えられない地域資源になっており、大きな役割を果たしています。

一方で、堀沿いの桜に目を向けると、東総堀沿いの片端の桜は、かつては松本市内で最初に咲く桜として知られ市民に親しまれていましたが、現在は、剪定により樹形が変化し、樹勢の衰えと共に忘れ去られた感があります。北外堀沿いの桜についても、枯枝が目立ち樹勢が衰えている状況を見ると、行く末を案じざるを得ません。このままの状況が続けば、城と桜が一体となった景観は、見られなくなることが危惧されます。

松本城については、史跡松本城を後世に確実に保存することを目的に、文化庁指導のもと、平成28年9月に「史跡松本城保存活用計画」が、令和6年3月に「史跡松本城整備基本計画」が策定され、これらの計画に基づいて南・西外堀復元をはじめとする史跡全体の保存・整備事業が行われています。史跡を守りつつ、朽ちようとしている桜をいかに守っていくか、史跡松本城の保存と桜の保全の両面を解決することが必要であると判断し、共存の在り方を探るため、令和6年度の経済文教委員会の調査研究テーマに選定しました。



東総堀沿いの桜並木

<sup>1</sup> 史跡名勝天然記念物保護法により、昭和5年に国の史跡に指定

<sup>2</sup> 昭和32年、松本城本丸及び二の丸を中心とする範囲が都市公園（中央公園。現在は松本城公園）として都市計画決定

<sup>3</sup> 松本市教育委員会「史跡松本城保存活用計画」（平成28年9月30日）p66

## 2 調査研究の方法及び経過

### (1) 調査研究の方法

史跡松本城に植えられている桜はソメイヨシノが多く、ソメイヨシノは病害虫に弱く腐朽しやすいため、寿命は60～80年<sup>4</sup>とされています。

そこでまず現状を把握するため、史跡松本城の桜について調査を行い、桜の現状を把握したのち、国の史跡指定を受けている城郭を持つ市を事例研究の対象とし、史跡内の桜の管理手法、史跡と桜の関係、今後の方針に焦点を当て、調査を行いました。その上で、史跡松本城保存活用計画と史跡松本城整備基本計画における桜の位置付け、今後の方針を調査し、分析・考察を行いました。

### (2) 調査研究の経過

R 6.	6.	2 1	令和6年度経済文教委員会調査研究テーマの選定
	7.	1 8	史跡松本城の管理状況の把握、現地調査
		3 1	岡山県津山市への行政視察を実施 史跡津山城跡における桜の管理について調査
	8.	1	兵庫県姫路市への行政視察を実施 特別史跡姫路城跡における桜の管理について調査
		2	滋賀県彦根市への視察調査 特別史跡彦根城跡における桜の管理について調査
	9.	1 2	調査研究
	1 0.	1 6	調査研究（史跡弘前城跡の追加調査について協議）
		2 2	教育委員会（文化財課城郭整備担当）及び文化観光部（松本城管理課）との意見交換を実施（史跡松本城整備基本計画の方向性と桜の位置付けについて調査）
	1 1.	1 8	調査研究（他市の事例研究）
	1 2.	1 2	調査研究（中間報告の検討）
		1 8	全議員に中間報告を配布し、意見等を募集
	7.	1. 9～1 0	青森県弘前市への行政視察が大雪のため中止に。視察に代わり質問照会を実施
		2.	6 政策提言に向けた検討
		2 0	政策提言書素案の検討
		3.	7 政策提言書素案のとりまとめ
		2 8	政策討論会において政策提言書（素案）を協議
		4.	9 議会運営委員会において政策提言書案を協議

<sup>4</sup> 岐阜県森林科学研究所「ソメイヨシノの性質と衰弱対策 森林のたより 2005年2月号」

### 3 調査内容

#### (1) 史跡松本城の桜の状況

##### ア 史跡松本城の桜について

史跡松本城保存活用計画では樹木について、「現在の史跡内の樹木の大半は、昭和31年までに行われた公園整備の際に植樹された樹木、それ以降に植樹や更新されたもの」<sup>5</sup>としています。史跡内に樹木等は約2,800本あり、桜は本丸庭園内に70本、松本城公園に81本、外堀沿いに88本、総堀沿いに76本の、合計315本が植えられています<sup>6</sup>。

平成30年に「樹木医ネットワーク・松本」が行った、「松本城外堀北面及び北西隅のサクラ調査報告書」によると、北外堀北面と北西隅の桜は56本で、内40本は1960年（昭和35年）に植栽されたもので樹齢は70年を迎えており、近年明らかに花量が低下し衰退しているとしています<sup>7</sup>。

また、平成28年に策定された史跡松本城保存活用計画においても、「昭和30年代に植樹された樹木は樹齢が50年を超え、なかでも公園内、北外堀沿い、東総堀沿いの桜などは、（中略）枯枝等が目立ち始めており、樹勢回復等の適切な管理が必要となっています。」<sup>8</sup>とあります。

経済文教委員会の現地調査においても、枯枝が目立ち葉が少ない状況や、ひこばえが複数伸びている状況、幹からの胴吹き、枝や幹がコケに覆われキノコが生えている状況等が確認できました。また、枝の剪定方法や傷口保護剤塗布の有無が木によって異なる状況も確認できました。その一方で、一部の桜は根元を保護するため、幹の周囲が柵で囲われていたほか、本丸庭園内の駒つなぎの桜に関しては稲わらも敷かれ丁寧に管理されている様子が伺え、現状において取ることができる対策を工夫して行っている状況も確認できました。



二の丸の桜  
ひこばえと柵の状況

<sup>5</sup> 松本市教育委員会「史跡松本城保存活用計画」（平成28年9月30日）p65

<sup>6</sup> 松本市文化観光部松本城管理課「松本城周辺のサクラ本数図」（令和6年10月22日経済文教委員会意見交換資料）

<sup>7</sup> 樹木医ネットワーク・松本「松本城外堀北面及び北西隅のサクラ調査報告書」（平成30年12月調査）p1

<sup>8</sup> 前掲「史跡松本城保存活用計画」p66



二の丸の桜



北外堀の桜

## イ 管理の状況

史跡松本城における樹木の管理は、松本城管理課が造園業者に委託（松本城公園・本丸庭園樹木等管理業務）しています。また、つつじ等の低木の剪定、花木の保全・散水、除草作業といった日常業務は松本地域シルバー人材センターに委託（松本城本丸庭園・公園清掃等業務）しています。

造園業者が行う樹木等管理業務には、桜の樹勢回復作業（本丸庭園内の樹木への液肥葉面散布・土壌灌注、施肥、不定根誘導処理、薬剤注入、樹木医等の診断の実施）と樹勢調査（ひこばえの選定）が含まれています。

令和6年度の樹木等管理業務委託料は1,144万円で、そのうち桜関係分は、280万円となっています。この内訳は、本丸庭園内の液肥葉面散布・土壌灌注作業（年2回）、有機肥料施肥作業（年1回）、樹勢調査等です。委託業者は入札で選定するため、毎年異なる造園業者が委託先となっています。

桜管理の参考としているのは、平成30年に「樹木医ネットワーク・松本」が作成した、「松本城外堀北面及び北西隅のサクラ調査報告書」（以下、「報告書」という。）と、令和元年度から2年間実施した樹木等総合診断業務において示された「松本城公園新樹木管理ガイド」（以下、「管理ガイド」という。）ですが、管理ガイドは桜の管理に関する記述<sup>9</sup>が十分ではありません。

---

<sup>9</sup> 樹木管理のポイントを示した全9ページのもので、「松本城外堀北面及び北西隅のサクラ調査報告書」と重複しない新たな記述は、稲わらのマルチング、根系保護のため土盛厳禁といった記載のみとなっている。

報告書は、「サクラの今後の管理の方向性<sup>10</sup>」として、次の5つを示しています。

- 歩道のインターロッキングを剥がす、若しくは穴あけを行う。
- サクラのひこばえを残す。
- 枯枝等を除去する。
- 剪定の範囲を選択する。
- 有機肥料を定期的に与える。

これらのうち、ひこばえの残存や有機肥料の施肥は行っていましたが、剪定は令和元年以降実施しておらず、落下の危険性が高い枝や道路側に伸びた枝の剪定のみをしているとのこと。なお、令和元年度に行われた剪定は、樹木医ネットワーク・松本の報告書を基に、不適切な剪定跡の切り直しや、枯枝の除去を目的に実施<sup>11</sup>されました。

## (2) 他市の事例研究

他市の事例研究では、国指定史跡かつ桜の名所となっている城郭のある自治体を対象に、調査を進めました。【別紙参照】

### ア 岡山県津山市

津山市には、令和6年7月31日に訪問し、史跡津山城跡における桜の管理について行政視察を行いました。津山城は、さくら名所100選<sup>12</sup>に選定されており、「桜が似合うおすすめの城」<sup>13</sup>では全国6位となっています。日本三大平山城の一つに数えられ、史跡津山城跡は、都市公園「鶴山公園」として市民に親しまれています。史跡内に桜は約800本あり、桜まつりには12万人が訪れます。

注目すべきは、国指定史跡であるにも関わらず、年に数本、桜の補植、植樹を行っていたことです。「史跡津山城跡保存整備計画（第Ⅱ期）」では、既存の樹木整備について、「サクラは、廃城以降に植えられたものだが、津山の観光資源であり、長年親しまれていることから、公園としての機能維持のために必要な箇所について計画的に補植を行う。」<sup>14</sup>とし、補植の実施を明確に位置付けています。津山城には絵図が多く残っていること、また発掘調査から史跡内の遺構の場所が特定できることから、それ以外の場所に補植・植樹を行っているとのことでした。

また、史跡としての適切な保存管理を前提としつつ、桜等の樹木を公園・

<sup>10</sup> 前掲「松本城外堀北面及び北西隅のサクラ調査報告書」p 8

<sup>11</sup> 松本市財政部財政課「令和元年9月補正予算説明書」p p 82.83 松本城本丸庭園・松本城公園支障木撤去工事 2,590千円

<sup>12</sup> 公益財団法人日本さくらの会

<sup>13</sup> 日本経済新聞 平成18年3月4日

<sup>14</sup> 津山市ホームページ「史跡津山城跡保存整備計画（第Ⅱ期）について」

観光の両面から地域の共有財産として有効に活用するため、「史跡津山城跡（鶴山公園）樹木保存管理計画」<sup>15</sup>を策定し、樹木の管理方針を明確にしています<sup>16</sup>。

桜の日常管理は、指定管理者の津山市観光協会が行い、剪定、樹勢回復、植樹は森林組合に年間約200万円で業務委託。弘前城の桜の管理手法を参考にしていました。

#### イ 兵庫県姫路市

姫路市には、令和6年8月1日に訪問し、特別史跡姫路城跡における桜の管理について行政視察を行いました。姫路城は、昭和26年に国宝に指定され、平成5年に世界文化遺産に登録されました。また、さくら名所100選に選定され、「桜が似合うおすすめの名所」では全国2位となっています。特別史跡姫路城跡を中心に、都市公園として「姫路公園」が整備されています。

特別史跡内の桜は約1,600本あり、日常管理は技能労務職員10名が行い、樹木全般の管理費として年間500万円の予算があります。桜は職員が1本ごと管理表を作成し管理しています。平成28年には、弘前市職員で樹木医・桜守の橋場真紀子氏に依頼し、弘前城の管理手法の研修を実施し、現在は桜の樹勢回復に重きを置いた管理を行っています。姫路城管理事務所OBの方がボランティアとして桜の管理に尽力されている姿が印象的でした。

桜の現状と課題について、「姫路城保存活用計画」では、老木が多く今後枯死する可能性があること、特別史跡であるため新たな植栽や植替えが困難であること、大正元年の姫山公園整備後に植栽されたものであるため本質的価値を有しないこと、その一方でサクラは近代以降の姫路城活用の歴史を示すもの<sup>17</sup>と整理しています。

樹木等の管理は、「姫路城植生管理の実施について～特別史跡姫路城跡整備基本計画に基づく植生に係る具体的施策～」を定め、サクラ等の植栽植物の状況調査を定期的実施し、その状況調査をもとに樹木医等と検討を行い、保存、更新等、具体的な対応方針を定め、その方針のもと管理を実施する<sup>18</sup>

---

<sup>15</sup> 津山市都市建設部都市基盤整備課・観光文化部文化課「史跡津山城跡（鶴山公園）樹木保存管理計画」（平成21年3月策定。以降改訂を重ね、現計画は令和6年3月改訂版）

<sup>16</sup> 前掲「史跡津山城跡（鶴山公園）樹木保存管理計画」p8 「史跡津山城跡保存整備計画」では、城内の既存樹木の整備方針の基本を「城が現役であった江戸時代の景観の復元」にしているため、現状の樹木の伐採・整理に重点が置かれ、都市公園としての緑地の維持・管理の側面からは十分な方針とはなり得ていないとし、樹木の管理方針を「史跡としての景観の復元」、「都市公園としての機能の維持・向上」、「観光資源としての価値の維持・向上」の三点とした。

<sup>17</sup> 姫路市観光経済局姫路城総合管理室「姫路城保存活用計画」（令和6年11月1日）pp 175～180

<sup>18</sup> 姫路市観光経済局姫路城管理事務所「姫路城植生管理の実施について～特別史跡姫路城跡

としています。

新規植栽ができないことへの対応として、ひこばえの育成と不定根の誘導を行っていました。

#### ウ 滋賀県彦根市

彦根市には、令和6年8月2日に訪問し、特別史跡彦根城跡における桜の管理について行政視察を行いました。彦根城は、昭和27年に国宝に指定されています。また、「桜が似合うおすすめの城」では全国5位となっており、特別史跡彦根城跡を含む金亀公園は、都市公園として市民に親しまれています。特別史跡内の桜は約1,020本あり、樹齢80年以上の古木が全体の45%を占めています。

日常の管理業務（害虫駆除、枝葉の剪定、危険木の伐採）は近畿日本ツーリスト(株)へ業務委託し、それとは別に、彦根城管理事務所内に約30人の常駐作業員がいて樹木の剪定等を行っています。史跡内の樹木全般の伐採・剪定費は年間600万円、桜のたい肥購入費として30万円の予算があり、常駐作業員を対象とした樹木医による剪定講習の開催や、担当者を弘前市へ派遣し桜の管理手法を学ぶなど、技術向上のための取組みがなされています。また、市民のボランティア団体「ひこね桜守」が組織されており、市民レベルで桜を守る活動が行われています。

樹木等の管理は、「特別史跡彦根城跡内樹木整備方針」<sup>19</sup>を策定し、桜1本ごとに調査を行い、「彦根城の桜樹勢調査平面図」を作成し管理しています。

彦根城は内堀の石垣上の桜が印象的ですが、新たに策定した「特別史跡彦根城跡整備基本計画」<sup>20</sup>では、「サクラは近代以降の彦根城跡の景観を彩ってきた貴重な樹木であるが、主に石垣直上に生育しているため遺構への悪影響が懸念されており、樹木自体の枯朽も進行しており、遺構保存を原則とした上で、サクラの良好な景観保全との両立を目指す。」<sup>21</sup>とし、内堀より内側については、「石垣等の遺構に悪影響を及ぼすサクラの伐採と、枯朽が確認されるサクラの伐採を行い、サクラの補植は行わない。」<sup>22</sup>としています。桜が彦根城の堀の水鏡に映る写真を見る限り貴重な地域資源・共有財産となっていることは明らかで、遺構に悪影響となる桜の伐採という方針について、市民理解のコンセンサスを得ることは難しく感じました。

---

整備基本計画に基づく植生に係る具体的施策～」（平成24年3月）p22

<sup>19</sup> 彦根市教育委員会事務局文化財部文化財課「特別史跡彦根城跡内樹木整備方針」（平成28年4月）

<sup>20</sup> 彦根市観光文化戦略部文化財課「特別史跡彦根城跡整備基本計画」（令和6年8月）

<sup>21</sup> 彦根市観光文化戦略部文化財課「特別史跡彦根城跡内での桜の管理について」（令和6年8月2日経済文教委員会視察資料）p4

<sup>22</sup> 前掲「特別史跡彦根城跡内での桜の管理について」p5

## エ 青森県弘前市

先に視察した津山市、姫路市、彦根市のいずれも、弘前城における桜の管理手法を参考にしていたこと、また本委員会でも当初から弘前城の「桜守」の取組みには注目していたことから、弘前市を追加調査することとしました。

弘前城は、さくら名所100選に選定され、「桜が似合うおすすめの城」では全国1位。史跡弘前城跡は、都市公園「弘前公園」として市民に親しまれています。史跡内の桜は約2,600本、52品種で、樹齢100年を超えるソメイヨシノが300本以上残っており<sup>23</sup>、これほど多くの長寿のソメイヨシノが1か所に生育するところは他にありません。

桜の管理は、弘前市都市整備部公園緑地課管理係を中心とした「チーム桜守」が直営で管理<sup>24</sup>し、桜の管理費は、人件費を除き年間580万円程の予算があります。りんご栽培を参考に確立した、桜の管理方式「弘前方式」により、樹勢は維持され<sup>25</sup>、史跡内の桜は、市職員である樹木医の監督のもと、丁寧な維持管理が図られています。また、樹勢の衰えによる植え替え等がほとんど無いことから、遺構保護との関係で問題となることは少ない<sup>26</sup>とのことです。

史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画<sup>27</sup>には、「弘前城跡の貴重な文化遺産となっているサクラについては、引き続き保全を行う。」とあり、桜が文化遺産で保全を行うことを明確に規定しています。

### (3) 史跡松本城と桜の位置付け

松本城は、大正8年に制定された史跡名勝天然記念物保護法により、昭和5年に国の史跡として指定されています。その後、昭和25年の文化財保護法<sup>28</sup>の施行に伴い、史跡名勝天然記念物保護法は廃止され、旧法による史跡指定は文化財保護法による指定とみなされました。昭和45年には東総堀が、平成19年には西総堀土塁跡が、それぞれ史跡松本城に追加指定されています。現在の史跡指定範囲は次ページの図のとおりで、一部を除き都市公園「松本城公園」と重なっています。

<sup>23</sup> 弘前市ホームページ「弘前公園最長寿のソメイヨシノ」

(<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/gaiyou/bunkazai/ken/ken59.html>)

<sup>24</sup> 「チーム桜守」の内訳は、市職員の樹木医3名、直営現場作業員42名（統括技能主事1名、主任技能主事4名、副主任技能主事3名、会計年度任用職員作業員34名）の合計45名

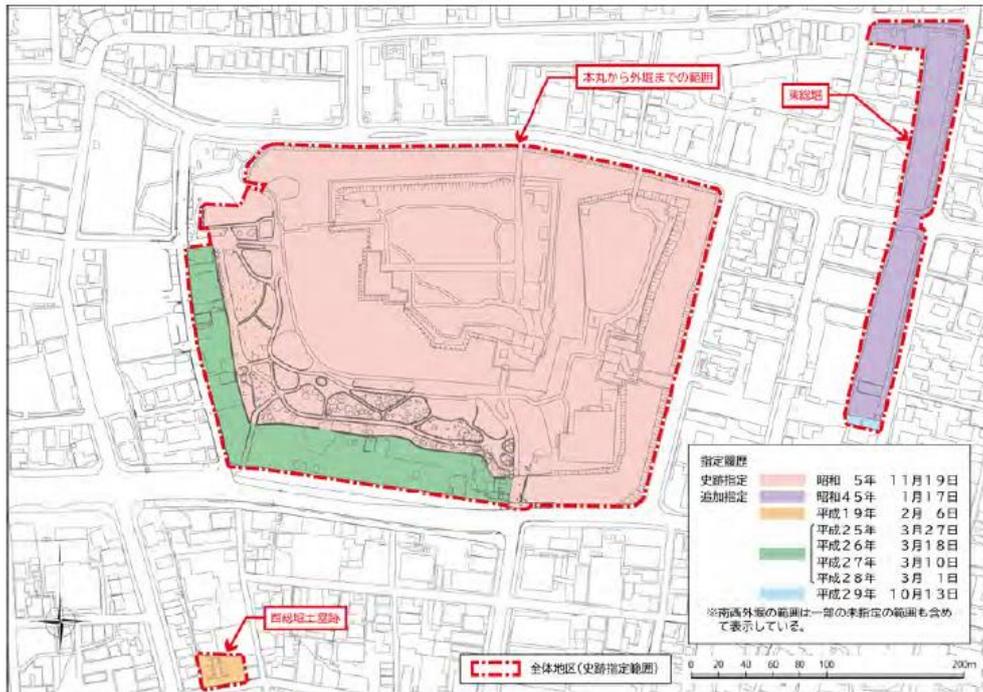
<sup>25</sup> 弘前市ホームページ「弘前公園最長寿のソメイヨシノ」

(<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/gaiyou/bunkazai/ken/ken59.html>)

<sup>26</sup> 弘前市教育委員会文化財課埋蔵文化財係 岩井浩介「堀越城と弘前城－史跡津軽氏城跡における調査・整備・活用の現在－」（平成29年1月22日）p3

<sup>27</sup> 平成21年策定

<sup>28</sup> 文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）



史跡松本城整備基本計画 p40 「史跡松本城指定範囲」

史跡内で現状を変更する行為または史跡の保存に影響を及ぼす行為は、文化財保護法第125条の規定により、原則として文化庁長官の許可が必要となります。現状変更等のうち重大なものを除くものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲され、その範囲が文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されており、更に、この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第5条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」が定められています。

ここで、史跡松本城保存活用計画と史跡松本城整備基本計画における、保存活用の考え方等について、改めて確認します。

文化庁の指導のもと、平成28年に史跡松本城保存活用計画を、令和6年に史跡松本城整備基本計画を策定し、これらの計画に基づき南・西外堀復元をはじめとする史跡松本城全体の保存・整備事業を行っています。これらの計画では、復元整備の完成形を幕末期の松本城の姿と定め、史跡松本城の本質的価値を市民や来訪者が理解し後世に継承するために保存をすること、また、都市公園として憩いの場・賑わいの場として活用することなどを基本方針としています。

平城の松本城は、築城の際、広く大規模な土木工事が行われたことがこれまでの発掘調査から明らかとなっており、地盤自体も遺構に位置付けられています<sup>29</sup>。史跡松本城保存活用計画では、本丸・二の丸ともかつて城郭を構成して

<sup>29</sup> 松本市文化観光部松本城管理課・松本市教育委員会文化財課「史跡松本城における桜の管理について」（令和6年10月22日経済文教委員会意見交換資料） p3

いた地下遺構が残存していると考えられるため、現状を厳密に保存することを基本とするとし、また、遺構面までの保護層が薄いため、掘削を行う行為は必要最小限とし、地下遺構の保存を図る<sup>30</sup>としています。

二の丸御殿跡整備時に植栽した低木は、遺構面から50cmの保護層を設け、根が遺構に影響を与えないようにしています。また、この時植栽された低木は、史跡整備の際、往時の建物の場所や井戸等の場所を植栽を使い示しているもので、史跡整備において必要な植栽という位置づけで植えられています。

樹木などは、松本城の本質的価値を構成する要素には含まれておらず、「保全や改善、除却等を検討するべき要素が含まれています。」<sup>31</sup>とあります。

## 4 現状と課題

### (1) 桜の補植、植樹の可能性

桜の保全を検討する際、補植や植樹が有効ですが、国指定の史跡内では、桜を植えるといった地下遺構に影響を及ぼす行為（現状変更）をする場合、文化財保護法第125条による史跡現状変更等の許可が必要になります。

史跡松本城での新規植樹は、幕末期に植えられていたことが絵図等で確認でき、当時存在していた樹木を復元するといった整備方針が策定されて可能となりますが、桜は昭和の大修理以降に植樹され、幕末期には存在していなかったことから、桜は史跡松本城にとって本質的価値を有していないとされ、文化財保護法の現状変更許可を得ることは困難です。これは他の史跡も同様で、史跡の保存活用においては史跡としての真正性保持のため本質的価値を有することを前提としているため、桜はその対象となっていません。一方、前提は同じですが、津山城では遺構が存在しないことが確認できた場所で、桜の補植を進めています。また、彦根城でも特別史跡彦根城整備基本計画において、遺構に影響がない範囲で桜の補植を行うとあり、各史跡における遺構の状況、地下遺構の有無により方針が異なることを考慮する必要があります。

史跡松本城では、築城時に広く大規模な土木工事が行われたことが発掘調査で明らかとなっており、地盤もすべて遺構と考えられていることから、植栽には大幅な制約があり、遺構に悪影響があるとされる中高木の桜の補植や植樹は、できないことを前提に、今後の桜管理を検討する必要があります。

### (2) 桜の管理方法

史跡松本城では、史跡整備は教育委員会文化財課城郭整備担当が担当し、史跡管理は文化観光部松本城管理課が担当しています。史跡整備と史跡管理を担

<sup>30</sup> 前掲「史跡松本城保存活用計画」p79

<sup>31</sup> 同上p40

当する部局が異なり、それぞれが所管する事項を行っている状況があります。

史跡松本城保存活用計画では、桜を含む樹木等の今後の保存の方向性として、「日常的な維持管理を適切に行い、既存樹木の更新を除く新規の植樹は、史跡整備等に関わるものを除き原則として行わない」<sup>32</sup>ことを基本方針とし、剪定、枝払いや危険枝・枯損枝・枯損木の除去等の日常的な維持管理を適切に行うこと、顕在遺構・地下遺構に悪影響を与えているもの等の取扱いや今後の公園樹木の在り方について史跡・都市公園のより質の高い緑を形成するための基本方針を定めること、北外堀・総堀沿いのサクラをはじめ樹勢の衰えている樹木について樹勢回復措置を講ずる必要があること等を示しています<sup>33</sup>。史跡松本城整備基本計画では、史跡内の樹木整備の検討は令和15年以降を予定<sup>34</sup>とありますが、樹勢が衰え枯れつつある桜を保全するための早急な取組みが必要ではないでしょうか。

これらのことから、史跡松本城保存活用計画にある、「より質の高い緑を形成するための基本方針」がなく、また堀沿いの桜に適切な樹勢回復措置が行われていないことが課題と考えます。

史跡松本城の桜の日常的な維持管理は、樹木医の助言に基づき、委託された造園業者の協力のもと対応していますが、樹木医の助言はひこばえの管理に係るもの<sup>35</sup>で、毎年異なる造園業者が樹木管理を行っているため、数年先を見据えた継続的な管理ができていないのが現状です。剪定方法も業者により異なるため、統一した剪定基準が必要です。

「チーム桜守」がいる弘前市はもちろん、姫路市、彦根市は、直営で専門に樹木を管理する人材を確保し、研修等により知見を蓄積していました。史跡松本城の管理を担当する松本城管理課には、専門的に対応できる職員がいません。現在、7年目を迎える管理担当者の意識は非常に高いですが、専門職員ではないため樹木管理への対応には限界があります。

### (3) 都市公園・地域資源としての桜の位置付け

近年は桜の開花に合わせ、国宝松本城「夜桜会」や、国宝松本城桜並木光の回廊が開催され、城とライトアップされた桜のコラボレーションを楽しもうと、桜の時期は大変多くの市民や観光客が訪れ、史跡松本城の桜は重要な地域資源となっています。憩いの場としての都市公園の側面と、史跡としての本質的価値を確実に保存しなければならない史跡松本城としての2つの側面があります。

---

<sup>32</sup> 前掲「史跡松本城保存活用計画」 p 79

<sup>33</sup> 同上 p 79

<sup>34</sup> 前掲「史跡松本城整備基本計画」 p p155.156

<sup>35</sup> 前掲「史跡松本城における桜の管理について」（令和6年10月22日経済文教委員会意見交換資料）

市民が桜の開花を心待ちにし、城と桜の景観を楽しむ現状がある一方で、史跡松本城保存活用計画では、桜は本質的価値を構成する要素ではないため、日常的な維持管理を適切に行い、樹勢の衰えているサクラについては「樹勢回復措置を講ずる必要があります。」<sup>36</sup>とするのみです。また、史跡松本城整備基本計画では、桜を含む「植栽の計画」には、「樹勢の衰えている樹木等、景観・環境形成等や維持管理の観点から支障となる樹木等の伐採等を検討します」<sup>37</sup>との記載があるのみです。

行政が、人々に親しまれ地域資源となっている桜を保全するため、今後の桜のあり方について方針を示し市民理解を得ることが必要ではないでしょうか。

津山城では、史跡津山城跡保存整備計画は、「都市公園としての緑地の維持・管理の側面からは十分な方針とはなりえていない」<sup>38</sup>とし、史跡津山城跡樹木保存管理計画を定め、「史跡」、「都市公園」、「観光資源」の3要素ごとに管理方針を明確に定め管理していました<sup>39</sup>。

桜を管理する松本城管理課はもちろん、史跡整備を担当する文化財課城郭整備担当においても、松本城の本質的価値の向上を求める整備過程において、現存する桜を守りながら延命させる見解を持つことが重要と考えます。

## 5 提言

ソメイヨシノの寿命は60～80年と言われていますが、史跡松本城の桜は、枯れ枝や樹勢の衰えが目立ち衰退傾向にあります。お城の桜の開花を楽しみにする市民の思いを踏まえ、史跡松本城と桜の景観保持の在り方を調査研究する中で見えてきたことは、史跡の保存活用を踏まえた、「城と桜」の共存でした。その視点に立って次のとおり提言します。

### 【提言】

史跡松本城整備を前提に、史跡松本城の魅力のひとつである「国宝松本城天守と桜、北アルプスが織りなす景観」を次代に引き継ぐため、現存する桜を保全し延命すること。

なお、提言実現に向けた具体的施策は、次のようなものが考えられます。

<sup>36</sup> 前掲「史跡松本城保存活用計画」 p 79

<sup>37</sup> 前掲「史跡松本城整備基本計画」 p 126

<sup>38</sup> 前掲「史跡津山城跡（鶴山公園）樹木保存管理計画」 p 8

<sup>39</sup> 同上 p p 8～13

(1) 桜の管理方針の明確化

史跡松本城の桜を文化財・公園・観光の各面において地域の共有財産として将来まで有効に活用するため、史跡内の桜の管理方針、管理計画の策定が必要です。

史跡松本城保存活用計画及び史跡松本城整備基本計画と共存できる形で、遺構保護に十分に配慮しながら、現在ある桜を保全し延命するといった方針を明確にして、管理計画を立て、桜ごとに管理台帳を作成するなどし、早急に延命のための保全・管理を行う必要性があります。

(2) 管理するための人材・財源の確保

桜の保全・管理には、通常の樹木とは異なる専門知識が求められます。そのため、松本城管理課に樹木医の資格を持つ樹木管理を専門とする職員を配置し、先進自治体の知見の収集や、史跡松本城内で実施可能な保全の取組みを研究することが必要と考えます。

毎年異なる造園業者が樹木を管理する現状の方法は、数年先を見据えた管理が行えず、継続的な延命対策ができません。専門知識のある職員が直営で指導・管理することで、継続的・効果的な取組みが可能になります。

これらの実現に向けた取組みと並行し、史跡内の樹木の樹勢調査・診断を依頼している樹木医に、地下遺構の保存を前提とした延命のための管理手法について助言をいただくなど、樹木医との連携強化が欠かせません。

また、桜の保全・管理は、手間と費用が必要な継続的な活動であることから、持続可能な財源確保策の検討が必要と考えます。

(3) 史跡弘前城跡（青森県弘前市）の管理手法に学ぶ

史跡弘前城跡には、樹齢100年を超えるソメイヨシノが300本以上残っており、その管理手法は各地の桜の名所で取り入れられています。

史跡松本城でも、樹木医等の樹勢調査、施肥、液肥の葉面散布を行っていますが、枯れ枝が目立ち、樹勢が衰えている状況を見ると、現在の管理方法は不十分であり、いずれ史跡内の桜が東総堀沿いの桜と同様の姿になり、「城と桜」の景観が見られなくなることが懸念されます。

将来にわたって、史跡松本城の桜を地域資源として活用し続けるためにも、弘前城の管理手法を参考に、早急に桜の延命を図る必要があります。桜の樹勢回復に効果的なリングの剪定技術を応用した強剪定や、幹の腐食が進んだ桜に有効な不定根を誘導し幹化する手法、地下遺構への影響に配慮した効果的な施肥の実施が有効と考えます。

(4) 桜の保全への市民理解

史跡と桜の名所との共存を図るため、桜を保全・管理する対象に位置付け、

市民のコンセンサスを得る取組みが必要ではないでしょうか。

桜保全の取組みの広報・啓発と共に、史跡松本城の桜の現状を知るための樹木講座の開催や、桜を保全する活動への市民等の参加<sup>40</sup>、剪定した花芽のついた枝の配布<sup>41</sup>といった、松本城の桜と関わる取組みが考えられます。

#### (5) 桜回廊の構築

史跡松本城内に植樹はできないことから、松本城外堀周辺の新設道路の街路樹の選定においては桜を検討することを提案します。市民参加型とすることで市民理解を進め、城と桜の景観を守ると共に、城の周りに桜回廊を構築し、将来においても市民や来訪者に親しまれる城となることを望みます。

## 6 むすびに

全国には、桜の名所と呼ばれる場所が数多くあり、桜の開花時には「まつり」を開催するなどして地域資源として桜を活用しています。史跡松本城でも季節になると開花を待ち望む市民や来訪者が昼夜を問わず数多く訪れ、ニュースでも大きく取り上げられます。この桜に存続の危機が迫っていることを知る市民は少なく、命ある桜を守らなければならないとの強い思いからの提言です。

文化財の保存と活用が叫ばれる中、松本城の桜は保全すべきものと位置付けられていません。しかし、今日までの歴史の中で、「城と桜」の景観は人々に安らぎと潤いを与え、史跡松本城の魅力の維持・向上に貢献してきました。

史跡松本城における桜の価値を今一度捉えなおし、「城と桜」が共存する景観を後世に繋ぐことで、いつまでも史跡松本城の桜が市民に愛し続けられることを願います。

---

<sup>40</sup> 具体的な事例として、視察先では滋賀県彦根市の市民ボランティア団体「ひこね桜守」による桜への施肥がある。また、新潟県上越市の高田公園では、市民ボランティア団体「桜プロジェクトJ」が、桜の樹勢チェック、花芽調査、土壌改良等を行っている。

<sup>41</sup> 青森県弘前市の弘前公園では、市民へのPRと処理費用の削減を目的に、毎年市民へ無料配布している。

## 史跡松本城と他史跡等との比較

	史跡松本城	史跡津山城跡	特別史跡姫路城跡	特別史跡彦根城跡	史跡弘前城跡
史跡内の桜の種類	ソメイヨシノ 122、ヒガンザクラ 1、ヤマザクラ 13、シダレザクラ 5 (史跡松本城保存活用計画 H17.3月調査より)	ソメイヨシノ(大半を占める)、ジンダイアケボノ、センダイジダレ、クマノザクラ、オオヤマザクラ、カスミザクラ ※開花時期を延ばすため、桜の種類を変えて補植	ソメイヨシノ 1167、ヤマザクラ 253、ヤエザクラ 149、他 12 品種	ソメイヨシノ 1,132、ヤマザクラ 20、シダレザクラ 15、ウミズザクラ 5、ヤエザクラ 3、ニシキザクラ 3 (H16.12.11 時点の調査数)	ソメイヨシノ 1713、ヤエベニシダレ 183、関山 113、シダレザクラ 33、ベニシダレ 15、エドヒガン 81、オオヤマザクラ 49、他 45 品種
史跡内の桜の本数	約 300 本 (R6.7 現地視察資料)	約 800 本	約 1600 本	約 1020 本	約 2600 本
桜を植えた経緯	昭和 31 年までに行われた松本城公園整備の際に植樹	大正 4 年と昭和 3 年に大規模な記念植樹。現在も年に 2 本ほど補植を実施	大正元年の姫山公園整備以降に植樹	大正時代から植樹。内堀沿いの桜は昭和 9 年に植樹した 1,000 本が礎となっている。	正徳 5 年(1715 年)に弘前藩士が京都から 25 本の苗木を持ち込み城内に植えたのが始まり。 明治 15 年にソメイヨシノ 1,000 本、昭和 31 年に 1,300 本を植樹
管理体制	・シルバー人材センター(清掃等業務委託:枯葉等の片付け、花木の保全・散水、枯枝等の除草作業) ・造園業者(樹木等管理業務委託:液肥葉面散布・土壌注灌、施肥、不定根誘導処理、必要に応じ樹木医等の診断を実施)	・観光協会(公園全体の管理を業務委託:枯枝打ち、芽摘み、害虫駆除) ・森林組合(剪定、樹勢回復、植樹)	・技能労務職員 10 名。造園業者に委託する場合もあり 剪定、施肥、土壌改良、幹へのこも巻き、消毒、不定根の生育 ・市民ボランティアによる管理	・近畿日本ツーリスト(株)(日常の維持管理を業務委託:害虫駆除、枝葉の剪定、危険木の伐採) ・常駐作業員(樹木医が不定期の剪定講習を実施)	都市整備部公園緑地課管理係 51 名が直接管理 内訳:直営現場作業員 42 名(総括技能主事 1、主任技能主事 4、副主任技能主事 3、会計年度任用職員作業員 34)、市職員の桜守(主幹、統括主査、主査) 3 名、他
桜管理費用(年)	委託料 279 万円	森林組合への委託料 200 万円	樹木全般の管理費として 500 万円 ※別に管理職員の人件費あり	桜堆肥購入費 30 万円、樹木伐採剪定費 600 万円 ※別に常駐作業員の人件費あり	人件費(会計年度分のみ)4,000 万円 ※別に正規職員の人件費あり 通常管理費計 580 万円(肥料等 220 万円、薬剤 240 万円、桜研究費 340 万円)
樹木の管理指針等	無	史跡津山城跡(鶴山公園)樹木保存管理計画(R6.3月改訂)	姫路城植生管理の実施について～特別史跡姫路城跡整備基本計画に基づく植生に係る具体的施策～(H23.3月策定)	特別史跡彦根城跡内樹木整備方針(H28.4月改訂)	今ある桜を保全し後世に繋げるために、樹木医の資格を持つ 3 名の市職員を含む、総勢 45 人の「チーム桜守」を組織し管理方法の確実な継承に取り組んでいる。
史跡に関する計画 ※史跡名省略	史跡松本城保存活用計画(H28.9月策定) 史跡松本城整備基本計画(R6.3月策定)	史跡津山城跡保存整備計画(H28.3月策定)	特別史跡姫路城跡整備基本計画(H23.3月策定) 特別史跡姫路城跡保存活用計画(R6.11.1策定)	特別史跡彦根城跡保存活用計画(H28.3月策定) 特別史跡彦根城跡整備基本計画(R6.8月策定)	史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画(H21策定)

	史跡松本城	史跡津山城跡	特別史跡姫路城跡	特別史跡彦根城跡	史跡弘前城跡
史跡整備の 目指す姿	幕末期の姿	江戸時代の景観の復元	「往時の姿」の時代設定は、原則として酒井家時代（1749～1868年）とする。 ※幕末時の城主	彦根城全体の整備イメージを「江戸時代後期」と位置づける。	-
桜（樹木） の管理方針	日常的な維持管理を適切に行い、既存樹木の更新を除く新規の植樹は、史跡整備等に関わるものを除き原則として行わない。 【史跡松本城保存活用計画】	①史跡としての景観の復元 見通しの確保、石垣等を破損している樹木の伐採 ②都市公園としての機能の維持・向上 現状保存的な管理 ③観光資源（桜の名所）としての価値の維持・向上 老木は伐採し、史跡としての景観及び地下遺構に影響が及ばない場合は新植する。 【史跡津山城跡樹木保存管理計画】	①姫路城の有する真正性の保持を第一義とする。ただし、近世以降の姫路城の歴史の変遷の中で市民の声や活動により植えられた樹木や、城の管理上必要な植樹など、危険木や支障木、外来種を除き、植樹に至った経緯を尊重した植生管理を行うこととし、姫路城の歴史の変遷を示す景観の一部として、全体の整備との整合を図りながら保全に努める。 ②新規植樹は、原則として行わないこととする。ただし、土地利用の変化や整備方針に基づき、新たな整備に伴い必要となる場合は、将来にわたって特別史跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を与えない方策を検討し、必要最小限度の範囲で新たな植栽も可能とする。 【特別史跡姫路城跡保存活用計画】	遺構保存を原則とした上で、サクラの良好な景観保全との両立を目指す。 内堀より内側：石垣等の遺構に悪影響を及ぼすサクラの伐採と、枯朽が確認される桜の伐採を行い、桜の補植は行わない。 内堀より外側：遺構に影響がない範囲で桜の補植を行い、公開活用に活かし、将来的には桜の良好な景観を保全していくことを目指す。 【特別史跡彦根城跡整備基本計画】	9 植栽管理・計画に、「明治以降に植栽されたサクラと、天守や石垣などの城郭の遺構がいったいとなって醸し出す景観や風趣は市民に憩いの場を提供するとともに、弘前城跡の最大の魅力として多くの観光客を集める要素ともなっている。」「サクラをはじめとした植栽の適切な管理と整備により、歴史的建造物の顕在化や遺構保存との調和を図り、弘前城跡の歴史的環境の向上につなげる。」とあり、「サクラの保全」の項目に、「弘前城跡の貴重な文化遺産となっているサクラについては、引き続き保全を行う。」としている。 【史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画】